

裁 決 書

審査請求人

住所

氏名

処分庁 福祉事務所長

審査請求人から平成30年12月28日付けで提起のあった処分庁（福祉事務所長）が行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分については、これを取り消す。

理 由 等

第1 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、審査請求人（以下「請求人」という。）が、生活保護受給中に入院

給付金を受領したため、処分庁は、入院給付金のうち、発覚日以前の入院給付金を法第 78 条に基づく徴収金とし、発覚日よりあとのものは法第 63 条に基づく返還金として [REDACTED] 円を返還するよう請求人に通知した。請求人は、本件処分を不服とし、処分取消しを求め審査請求を提起された。

2 審査請求に至る経緯

平成 17 年 7 月 1 日 処分庁は、請求人に対し生活保護を開始した。

平成 28 年 12 月 6 日 処分庁は、[REDACTED] 相互会社から給付金 [REDACTED] 円を請求人に支給しているとの回答を受けたこと。

平成 29 年 1 月 6 日 処分庁は、請求人の銀行口座の調査を行った結果、[REDACTED] 銀行の請求人名義口座に [REDACTED] 相互会社のほか、複数の保険会社から入金があることを確認。

同年 7 月 19 日 処分庁は、ケース診断会議を開催し、請求人に支払われた入院給付等の保険金のうち、受領日から発覚日となる平成 29 年 1 月 6 日までの保護支給額に相当する保険金 [REDACTED] 円を法第 78 条に基づく徴収金とし、発覚日以降の保険金は法第 63 条に基づく返還金とすることを確認。

同年 11 月 24 日 処分庁は、ケース診断会議を開催し、法第 63 条に基づく返還金について、月額 8,000 円の控除を平成 28 年 11 月から平成 29 年 4 月までの支給月に適用し、6 ヶ月分 48,000 円を控除することとし、また、病院から直接聞き取りを行い診断書料 7 枚分の合計 [REDACTED] 円を必要経費として控除することを確認。

同月 27 日 処分庁は、本件処分を決定し、請求人あてに法第 63 条に基づき [REDACTED] 円の返還を求め通知。

同年 12 月 28 日 審査請求人が本件処分を不服とし、審査請求を提起した。

第 2 審理関係人の主張の要旨等

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 無申告収入について、単に金額を列挙するだけで、何年何月のいかなる保険会社からの収入を指しているのか不明であり、またどの収入は法第 78 条返還で、どの収入は法第 63 条返還であるとしているか不明であるため、反論のしようもないので、このような処分内容が不明確な処分は無効である。
- (2) どのような理由で無申告収入であり、不正受給であるかについて、具体的な理由が付記されていないため、反論のしようがないので処分自体が違法である。
- (3) 請求人は、[REDACTED] で通院しており、疾病の進行や服薬の影響により、異常な不安感や感覚鈍麻などの症状を呈し、必要以上に多数の生命保険に加入していたことに照らしても、請求人には責任能力が認められない。
- (4) 生命保険金を得るための生命保険料も経費であり、これが控除されていないとすれば、過大な返金請求をしているものとして取り消されるべきである。
- (5) 保険金収入等について代理人弁護士が調査を行っていることを処分庁に伝えていたが、調査状況を問合わせることなく処分を行ったことは、著しく不利益な処分を課すにあたって求められる適正手続きを欠いており違法である。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 返還決定通知書に返還対象金額を明示しているので処分決定通知に必要な

条件は満たしており、処分は有効である。

- (2) 請求人は、面接時に無届けで加入した保険があり、保険金を受け取っていたこと、その収入について収入申告書に故意に記載せず収入なしとの虚偽報告を行っていたことを認めていることから、処分理由については理解しており、また処分通知には無申告収入であることについて記載していることから本件処分に違法性はない。
- (3) 意図的な収入申告書の虚偽記載や、保険金受取り発覚後に、別口座を作成し、保険金の入金先を変更するなど、自らの意思で収入を隠蔽しようと工作していることなどから考えても責任能力は有している。
- (4) 国の通知による必要経費を控除しており、費用徴収額は過大とは言えない。
- (5) 処分庁が銀行や保険会社等に調査を行い、調査終了後、費用返還請求を行う旨の説明は既に行っており、調査が完了したことから返還額を決定し通知したものであり、手続に瑕疵はない。

第3 理由

1 本件審査請求に係る法令等の規定について

(1) 法

ア 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（第4条第1項）。

イ 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（第8条第1項）、その基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない（第8条第2項）。

ウ 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた時は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない（第63条）。

(2) 法による保護に関する通知等

保険金の収入認定方法は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-3-(2)-エ-(イ)において、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、その超える額を収入として認定すること、とされている。

(3) 行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）

ア 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない（手続法第14条第1項本文）。

イ 不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により示さなければならない（手続法第14条第3項）。

ウ 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない（手続法第13条第1項）。※各号省略

エ 次の各号のいずれかに該当するときには、前項の規定は、適用しない。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金

銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき（手続法第13条第2項第4号）

2 認定した事実

審理関係人の主張及び証拠書類から、以下のとおり認定する。

- (1) 平成17年7月1日から請求人は、生活保護を受給していること。
- (2) 平成28年12月6日に処分庁は、XXXXXXXXXX相互会社から給付金XXXXXXXXXX円を請求人に支給しているとの回答を受けたこと。
- (3) 平成29年1月6日に処分庁は、銀行口座の調査を行った結果、XXXX銀行の請求人名義口座にXXXXXXXXXXのほか、複数の保険会社から入金があることを確認したこと。
- (4) 平成29年7月19日に処分庁は、ケース診断会議を開催し、無申告の保険金のうち、受領日から発覚日となる平成29年1月6日までの保護支給額に相当する保険金XXXXXXXXXX円を法第78条に基づく徴収金とし、発覚日以降の保険金は法第63条に基づく返還金とすることを確認したこと。
- (5) 平成29年11月24日に処分庁は、ケース診断会議を開催し、法第63条に基づく返還金について、月額8,000円の控除を平成28年11月から平成29年4月までの支給月に適用し、6ヶ月分48,000円を控除することとし、また、病院から直接聞き取りを行い診断書料7枚分の合計XXXXXX円を必要経費として控除することを確認したこと。
- (6) 平成29年11月27日に処分庁は、請求人あてに法第63条に基づきXXXXXXXXXX円の返還を求める通知を行ったこと。

3 判断

本件処分に係る審理関係人の間には争いがあるので、以下のとおり判断する。

(1) 本件処分の内容の明確性について

法は、処分を行う際の通知書に記載すべき項目を定めていないが、処分通知の内容は、同処分がどのような理由で行われたものであるかを被処分者に十分周知させることが望ましいと解される。したがって、法第 63 条の処分については、返還対象となる資力の額と保護の実施機関が定めた返還額を明示する必要がある。

本件処分においては、保険金の受領が多数回にわたらず法 63 条の適用の基礎となった事実関係を請求人が当然知りうる場合長期間多数回にわたり多額の保険金を受領しており、その受領時期及び受領金額等の事実関係の記載、並びに算定根拠として請求人の資力の額と当該資力発生後請求人が受給した保護費の額を比較した結果などについての記載が必要である。

本件処分通知には、費用返還額について月額控除額及び診断書料を控除した後の金額とすると記載されているが、返還対象となる資力については、入院給付金の無申告収入とし、その受領時期及び受領金額の記載がなく、当該資力と当該資力発生後、請求人が受給した保護費との比較結果に関する記載もないため、本件処分の内容を請求人が了知することはできない。

(2) 処分通知の理由付記について

行政手続法第 14 条第 1 項本文において、不利益処分をする場合には、同時に、名あて人に対してその理由を提示しなければならないこととされており、当該理由の内容については、本提示が何故処分を受けたかを被処分者が理解するためのものであることから、各法令の根拠条項の内容、具体性等によってその程度は異なるものの、不利益処分の根拠条項、処分要件に該当するその原因となる事実を明示する必要があると解される。

本件処分通知においては、本件処分に係る請求人の資力に該当する「入院給付金の無申告収入」の受領時期及び金額の記載がなく、当該資力と当該資

力発生後に請求人が受給した保護費の比較に関する記載もないため、本件処分通知書の記載のみでは、いかなる算定根拠で返還金額が決定されたのかを了知することはできない。

(3) 責任能力のない者に対する事情考慮について

法は、第4条第1項において、「利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限の生活の維持に活用することを要件として行われる」としているため、請求人が主張する疾病の進行や服薬の影響により、異常な不安感や感覚鈍麻などの症状を呈していたとしても、請求人が得た保険金収入は当然、請求人の最低限の生活の維持に当てられなければならない。また、収入の認定において法等の規定には、責任能力の有無を考慮する条項はない。

(4) 保険料等の控除について

上記第5の1の(2)のアにあるとおり、保険金その他の臨時的収入はその額を受領するために必要な経費を控除した後、月額8,000円を超える金額を収入認定するとされている。本件処分においては、保険金請求に必要な診断書料を必要経費として控除し、併せて支給月ごとに8,000円を控除しており、その処理は次官通知第8-3-(2)-エ-(イ)に従ったものであり、違法又は不当な点は見当たらない。また、請求人が主張する生命保険料の控除については、法に規定がないため控除すべきものとは認められない。

(5) 本件処分の手続きについて

法第63条において費用返還は、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」とされており、手続き上、聴聞、弁明の機会の付与の定めはない。また、手続法第13条第2項第4号には、金銭納付を命じる処分については意見陳述等の

手続は適用しないとされている。したがって、代理人に意見提出を求めなかったことをもって適正手続きを欠いているとの請求人の主張に理由はない。

(6) 本件処分について

上記(1)、(2)のとおり、処分庁が行った法第63条の規定に基づく返還額の決定通知の理由付記には不備があり、手続法上の要件を欠いた処分であると認められる。

第4 結論

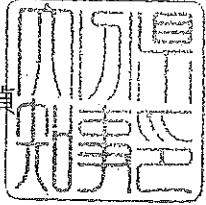
以上のとおり、本件審査請求には、理由があるため、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

第5 主文が審理員意見書と異なることとなった理由

審理員意見書では、処分通知の理由付記について、根拠条項として法第63条適用が記載され、また、処分原因となった事実として保険金収入が無申告であったことが理由として記載されているため違法とは認められないとしているが、審査庁としては、本件のように長期間、多数回にわたり多額の保険金を受領した場合の処分にかかる通知には、処分の原因となる保険金の受領時期及び受領金額等の事実関係の記載、並びに算定根拠として資力(保険金)の額と当該資力の発生後被保護者が受給した保護費の額を比較した結果などについての記載がなければ請求人が了知することができるものとは言えず、処分通知の理由付記は十分ではないと判断した。

令和元年7月26日

審査庁 大分県知事 広瀬 勝貞



教 示

この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、この裁決の前提となる決定をした[]を被告として（訴訟において[]を代表する者は[]長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えをすることができなくなります。）。